

目良誠二郎さんによる 水島朝穂さんの『平和の憲法政策論』日本評論社 2017年の本の抜粋のご紹介

1) 憲法九条の規範ベクトルは、国の平和・安全保障施策に関して、武力によるオプションを徹底して遮断したところにその意味がある。

2) 平和の守り方とつくり方、...その育て方については、憲法はきわめて開かれた性格をもつ。その手段や方法の選択はきわめて多様であり、無限である。市民は軍隊に頼らず、もっと創造的な平和の守り方やつくり方を構想できるのである。

3) 「軍事同盟」と「核の傘」と「軍隊」によって守られる「平和」とは異なる、そういうありようこそが、憲法九条の期待する平和のかたちである。

4) (自衛隊の) 災害派遣は本務化を経由して、最終的には、軍事機能の「転用」ではなく、軍事機能の「転換」が必要である。・・・「軍」の側面を漸次縮小していき、本格的な災害救助組織への質的転換が長期的課題となろう。

5) これが憲法に適合的な道であるだけでなく、大地震や大津波、火山噴火、原発事故など、「いま、そこにある危機」に対処することにも適合的だからである。

6) 近隣諸国をはじめ、諸外国で震災等が発生した場合、自衛隊から転換した非軍事の災害救援組織が本格的な活動を展開すれば、その国には、日本を攻めようという理由がなくなっていくのではないだろうか。

7) 長期的に見れば、東日本大震災は、脱原発の方向だけでなく、安全保障における「脱軍事化」の方向に踏み出す契機ともなろう。

8) 現実に合わせて憲法の規範を安易にいじる動きが急速に進むなかで、憲法の平和主義の規範理念を現実を活かして、その現実を憲法適合的な方向に漸進的に変えていくための憲法政策論の進化と深化が求められている。